

京町家 リース

lease
wreath

“リース”には、借り上げの意味と、
価値や思いがつながり広がる
“輪”のイメージを重ねています。

大切な京町家を
ふさわしい使い手へ

あなたの思いを受けとめる

大切にされてきた家への思いに寄り添い、次の一步をとともに考えます。

建物の価値を見極める

京町家の魅力を丁寧に見つめ、価値を可視化します。

ふさわしい使い手へつなぐ

家の価値を活かし、次代へバトンをつなぎます。



詳細・ご相談はこちら

京町家所有者の皆さまへ

京町家リースとは

京都市景観・まちづくりセンター（まちセン）が、あなたがお持ちの京町家を借り上げ、活用を希望する使い手へつなぐ仕組みです。

このような思いにお応えします

- 受け継いできた京町家を、これからも大切にしたい
- 賃貸や活用について、信頼できる公的機関に任せたい
- どのような活用者が入居するのかわからない
- 改修や維持管理、費用の見通しなどを整理したい
- 遠方に住んでいるため、空き家の管理を任せたい
- 地域や社会にとって意味のある活用につなげたい



京町家リースの仕組み



ご相談から契約までの流れ

- 01 ご相談・お問合せ
京町家リースWEBサイト「問合せフォーム」からご連絡ください。
- 02 現地往訪・面談
建物の状態や所有者のご意向を確認し、活用の方向性を整理します。
- 03 本制度利用申込・活用に関する審査
所有者から利用申込をしていただき、まちセンが借り上げ及び活用に向けた審査をします。
- 04 活用者の募集・選定
建物の価値を理解して、大切に活用する活用者を選定します。
- 05 事業計画の確認・契約締結
選定した活用者の活用・改修の計画を確認したうえで、まちセンと契約を締結し活用を開始します。

よくある質問

Q. どのような京町家が対象ですか？

京都市内の京町家が立ち並ぶエリアに所在し、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく京町家に該当する建物を基本とします。ただし、通常の賃貸建物として支障なく活用できるものが対象です。

Q. 賃貸期間の目安はどのくらいですか？

建物の状況や活用内容に応じて個別に定めます。マスターリース・サブリースともに定期建物賃貸借契約とします。

Q. 改修費用は所有者負担ですか？

基本的に活用者に負担いただきます。

まずはお気軽にご相談ください

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 京町家リース担当

☎075-354-8701

〒600-8127 京都市下京区梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館 京都」地下1階

京町家リースWEBサイト <https://www.kyoto-machisen.jp/lease>

ご相談はこちら

